

○宮崎大学工学部運営会議規程

平成16年5月25日  
制 定

改正 平成17年4月26日 平成22年9月24日  
平成28年4月1日

(目的)

第1条 宮崎大学工学部の教育研究における学部長の校務の執行を補佐するために、工学部運営会議（以下「運営会議」という。）を置く。

(任務)

第2条 運営会議は、次の各号に掲げる事項について、必要な検討等を行い、学部長の学部運営を補佐する。

- (1) 教授会、研究科委員会等の議題の整理
- (2) 学部長の校務の執行及び運営の補佐

(組織)

第3条 運営会議は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学部長
- (2) 評議員
- (3) 副学部長（評価担当）
- (4) 副学部長（教務担当）
- (5) 副学部長（研究担当）
- (6) 事務長

(議長)

第5条 運営会議に議長を置き、学部長をもって充てる。

2 学部長が議長の職務を遂行できないときは、あらかじめ議長が指名した構成員がその職務を代行する。

(構成員以外の招集)

第6条 議長は、必要に応じ構成員以外の者を招集することができる。

(事務)

第7条 運営会議の事務は、工学部総務係において処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は運営会議が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年5月25日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成17年4月26日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。